

柔道整復療養費検討専門委員会に おける議論の整理に係る検討(案)

その他関係

⑧事業者等に金品を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術を療養費支給の対象外とする

○ 施術所が、集合住宅・施設の事業者等に対して金品を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術については、療養費支給の対象外とする。

○ このため、協定・契約の第3章（施術の担当方針）の14に、次を加える。

『施術所が、集合住宅・施設の事業者等に対して金品を提供し、患者の紹介を受け（いわゆる紹介料）、その結果なされた施術については、療養費支給の対象外とすること。』

○ 具体的には、受領委任に係る協定・契約を、以下の通り改正する。

【改正案】	【現行】
<p>○柔道整復師の施術に係る療養費について(平成22年5月24日付け保発0524第2号)</p> <p>別紙(抜粋)</p> <p>第3章 保険施術の取扱い 14 (略)</p> <p>また、健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、患者が自己の施術所において施術を受けるように誘引してはならないこと。</p> <p><u>さらに、施術所が、集合住宅・施設の事業者等に対して金品を提供し、患者の紹介を受け(いわゆる紹介料)、その結果なされた施術については、療養費支給の対象外とすること。</u></p> <p>別紙2 受領委任の取扱規程(抜粋)</p> <p>第3章 保険施術の取扱い 14 (略)</p> <p>また、健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、患者が自己の施術所において施術を受けるように誘引してはならないこと。</p> <p><u>さらに、施術所が、集合住宅・施設の事業者等に対して金品を提供し、患者の紹介を受け(いわゆる紹介料)、その結果なされた施術については、療養費支給の対象外とすること。</u></p>	<p>○柔道整復師の施術に係る療養費について(平成22年5月24日付け保発0524第2号)</p> <p>別紙(抜粋)</p> <p>第3章 保険施術の取扱い 14 (略)</p> <p>また、健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、患者が自己の施術所において施術を受けるように誘引してはならないこと。</p> <p>別紙2 受領委任の取扱規程(抜粋)</p> <p>第3章 保険施術の取扱い 14 (略)</p> <p>また、健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、患者が自己の施術所において施術を受けるように誘引してはならないこと。</p>

⑨ 支給申請書様式の統一

- 支給申請書の様式を統一するよう、再度周知する。
- 経過措置として、平成29年度中は従前の支給申請書を補う等により使用することを認めるが、平成30年度以降は受領委任の協定・契約で示されている支給申請書の様式・レイアウトを使用することとする。
- また、同一日に同一の建築物に居住する複数の患者を施術した場合は、支給申請書の摘要欄に、同一建物往療である旨と日付けを記載することとする(そのための欄を設ける)。

※記載例：同一建物往療 （4日、15日、29日）

⑫電子請求に係る「モデル事業」の実施

検討の方向

- ・ 電子請求に係る「モデル事業」を実施する。
- ・ このため、具体的な実施方法を検討するとともに、情報セキュリティ対策や必要な規定の改定を行う。

規程(案)

「民間事業者等が行う書面の保存における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成16年法律第149号)の規定に準じた取扱い及び「電子署名及び認証業務に関する法律」(平成12年法律第102号)の規定に準じた電子署名の取扱いを規定することを想定。

スケジュール案

- ・ ~29年度 具体的な実施方法の検討、情報セキュリティ対策や必要な規定の改定
- ・ できるだけ早期に モデル事業の実施

その他

⑪初検時相談支援料について、一定の要件を満たす施術管理者に限って算定可能とする仕組みへの変更

- 初検時相談支援料について、より質の高い相談支援を行う者が加算を得られるよう、施術管理者の実務経験や研修受講などの一定の要件を満たす施術管理者がいる施術所に限って算定可能とする仕組みへの変更に向けて検討する。

スケジュール案

- 施術管理者の要件に係る検討と併せて検討

⑭不適正な広告の是正

検討の方向

- ・ 施術所における不適正な広告について、これまでの取組みは以下のとおりである。
 - ・ 平成24年度～ 全国医政関係主管課長会議等において各都道府県に対し、その指導等を依頼
 - ・ 平成26年度～ 各都道府県における指導状況について調査
 - ・ 平成27年度 都道府県及び消費者庁に対し施術所等の不要な広告等について連携して必要な措置を講じるよう依頼
- ・ 今後は引き続き、上記の取組みを進めるとともに関係機関と協力・連携しながら、適切に対応していくこととする。
- ・ 施術所のウェブサイト等における適切な表示については、ガイドライン等による明確化を検討する。

スケジュール案

- ・ 不適正広告(ウェブサイト等) 医療機関広告ガイドラインの見直し等を踏まえつつ、ガイドラインの作成など必要な対策を検討する。

⑩柔道整復療養費とあはき療養費の併給の実態把握

検討の方向

- ・ 柔道整復療養費とあはき療養費の併給の実態把握を行う。
- ・ 調査に当たっては、保険者の協力を得て行うこととし、調査方法や調査内容について検討、調整の上、調査を実施する。

スケジュール案

- ・ ~29年度前半 調査の実施
- ・ 29年度後半~ 調査結果の分析、必要に応じて対応の検討

⑰ 支給申請書における負傷原因の記載を1部位目から記載すること

検討の方向

- ・ 支給申請書における負傷原因の記載については、1部位目から求めるべきといった意見があった一方で、全ての支給申請書に1部位目から負傷原因を記述することは負担が大きいため、重点的な審査の実施を優先すべきとの意見があり、さらに検討する。

スケジュール案

- ・ 次期以降の改定においてさらに検討

(参考1)

○健康保険法施行規則(大正15年7月内務省令第36号)

第66条 法第87条第1項の規定により療養費の支給を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一～二 (略)

三 傷病名及びその原因、発病又は負傷の年月日並びに負傷の経過

四～九 (略)

2～4 (略)

(参考2)

○ 昭和49年より「負傷の原因」欄には、次の各項目(4の項目については、船員保険に限る。)のうち該当するものを記載することで足りるものとされた。

- 1 業務災害、通勤災害または、第三者行為以外の原因による。
- 2 第三者行為による。(自動車事故、その他の事故)
- 3 業務災害(通勤災害、第三者行為)の疑いがある原因による。()
- 4 職務上(通勤)の原因による。

(注1)2に該当するときは、()内に自動車事故、その他の事故の別を記載すること。

(注2)3に該当するときは、()内に具体的な傷病の原因を記載すること。

(参考3)

○「柔道整復に係る療養費支給申請書の「負傷の原因」欄の記載について(通知)」(平成16年5月28日付け保医発第0528001号)

標記については、「『業務災害、通勤災害または、第三者行為以外の原因による。』、『第三者行為による。(自動車事故、その他の事故)』、『業務災害(通勤災害、第三者行為)の疑いがある原因による。』」等の記載で差し支えないこととしているが、平成16年7月1日以降の施術分より、以下のように取扱うこととしたので、関係者に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないようご配慮を願いたい。

記

施術部位が4部位以上の請求書において、4部位目を所定料金の100分の33に相当する金額により算定することとなる場合は、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を療養費支給申請書に記載することとしたこと。

(参考4)

○「柔道整復師の施術に係る療養費について(通知)」(平成22年5月24日付け保医発0524第3号)

1 柔道整復施術療養費支給申請書への記載について

(1) 3部位以上の請求に係る負傷の原因について

本年9月1日以降の施術分から、施術部位が3部位以上の柔道整復施術療養費支給申請書(以下「申請書」という。)において、3部位目を所定料金の100分の70に相当する金額により算定することとなる場合は、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を申請書の「負傷の原因」欄に記載することとしたこと。

(2) (略)

⑱問題ある患者に対し、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えること

検討の方向

- ・ 問題のある患者について、保険者において受療委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えることについては、問題のある患者を特定する仕組みや事後的に償還払いとする場合の取扱など事務的に検討すべき点があり、今後の検討課題とする。

スケジュール案

- ・ 次期以降の改定において検討課題とする